

公立保育所民営化に伴うQ & A

これまでの説明会等でいただいた御質問と、それに対する市の考え方等をまとめました。

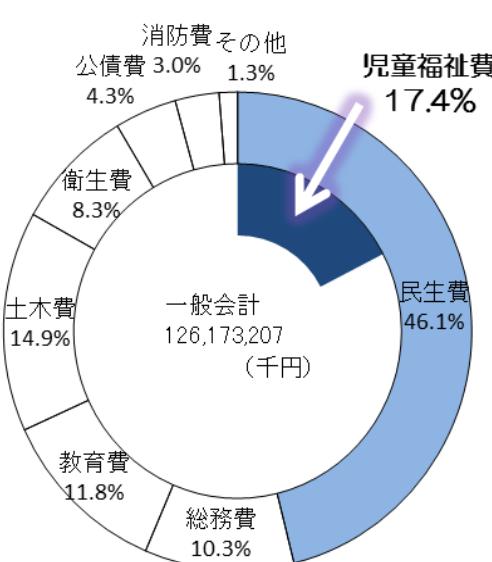
No.	御 質 問	考 え 方 等
1	「公立保育所の民営化」とは、どういうことですか。	<p>設置運営主体が市か民間事業者かによって、公立保育所、私立保育所に分けられます。</p> <p>公立保育所の民営化とは、公立保育所の設置運営主体を市から民間事業者へ移管することで、移管後は、私立保育所になります。</p>
2	なぜ、公立保育所を民営化する必要があるのですか。 *市の施設の中で保育所を民営化する理由 *市は財政難ではないのに、民営化する理由	<p>市は、公立保育所の民営化による市の財政的な負担の軽減と、公立保育所が先導的に果たしてきた役割を総合的に判断し、公立保育所5園の民営化を決定しました。</p> <p>(1) 民営化で財政的負担が軽減する理由</p> <p>公立保育所の運営費は平成16年の国の三位一体改革によりそのほとんどが廃止され、*市の負担は増大しています。一方、私立保育所の運営費や建設費には、国府から負担金等が交付されるため、1園当たりの市の負担は公立保育所に比べ低く抑えられています。</p> <p>現在、運営費に充てる市の負担は、公立保育所と私立保育所で約3倍の差が生じており、今後の施設の維持補修も含めると、さらに差は広がります。</p> <p>なお、民営化による市の負担の軽減額は、1園当たり、年間約8,000万円と試算しています。</p> <p>(2) 財政的負担の軽減が必要な理由</p> <p>現在、市民ニーズ調査を踏まえた子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月策定)の推進に取組んでいます。</p> <p>同計画は、待機児童を解消するために民間の認可保育所や小規模保育事業を増設するほか、学童保育(留守家庭児童育成室)の6年生までの年限延長等、さらなる子育て施策の充実を年次的に進めようとするもので、その実現に多額の費用(予算)が必要になっています。</p>

*市の負担

この資料では、一般財源を市の負担と表示しています。

一般財源は市税や地方交付税、地方譲与税など使途が特定されていない歳入のことです。

No.	御 質 問	考 え 方 等										
		<p>[1園あたりの運営費に充てる市の負担の比較] (平成26年度決算)</p> <table border="1"> <tr> <td>公立保育所</td> <td>約 1 億 4,500 万円</td> </tr> <tr> <td>民営化後 (私立保育所)</td> <td>約 6,500 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約 5,000 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約 8,000 万円削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>約 1,500 万円(看護師や保育士等加配助成)</td> </tr> </table>	公立保育所	約 1 億 4,500 万円	民営化後 (私立保育所)	約 6,500 万円		約 5,000 万円		約 8,000 万円削減		約 1,500 万円(看護師や保育士等加配助成)
公立保育所	約 1 億 4,500 万円											
民営化後 (私立保育所)	約 6,500 万円											
	約 5,000 万円											
	約 8,000 万円削減											
	約 1,500 万円(看護師や保育士等加配助成)											
3	民営化で生まれた削減効果額(予算)を具体的には何に使うのですか。	<p>例えば、待機児童を解消するための認可保育所の増設や、ニーズの高い学童保育の年限延長の実施には、新たに毎年約4億2,000万円が必要になります。</p> <p>① 今後新設する5か所の私立保育所の運営費用 年間約2億6,000万円 (120名定員規模5園の場合)</p> <p>② 学童保育(留守家庭児童育成室)6年生までの年限延長に係る費用 年間約1億6,000万円</p> <p>こうした喫緊の課題をはじめ、様々な子育て支援施策をさらに充実するため、多額の財源を確保する必要があります。 なお、実際にどれくらいの削減効果があったかにつきましては、民営化実施後、改めてお示しする予定です。</p>										
4	民間の保育所は建替えでも国から補助されますか。	<p>国からの補助対象となる場合、建替えには対象額の4分の3が補助されます。補助される金額には上限があります。</p> <p>例えば保育所の建替え費用と補助対象額がいずれも2億円の場合は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">補助対象額 (2億円)</td> </tr> <tr> <td>国等の負担額 1億円</td> <td>市負担額 5,000万円</td> <td>法人負担額 5,000万円</td> </tr> </table>	補助対象額 (2億円)			国等の負担額 1億円	市負担額 5,000万円	法人負担額 5,000万円				
補助対象額 (2億円)												
国等の負担額 1億円	市負担額 5,000万円	法人負担額 5,000万円										

No.	御 質 問	考 え 方 等																						
5	市全体の財政規模を教えてください。	<p>平成 28 年度の市全体の一般会計予算は約 1,260 億円です。そのうち、保育所の運営をはじめとする就学前の子どもたちへの施策のための児童福祉費は約 220 億円で全体の 17.4% を占めています。平成 27 年度に比べ、全体に占める割合は 0.5% 減少していますが、金額は約 5,500 万円増えています。</p> <p style="text-align: center;">一般会計に占める児童福祉費の割合 (平成28年度当初予算)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Percentage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童福祉費</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>46.1%</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>11.8%</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>10.3%</td> </tr> <tr> <td>土木費</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>8.3%</td> </tr> <tr> <td>一般会計</td> <td>126,173,207 (千円)</td> </tr> <tr> <td>消防費</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table>	Category	Percentage	児童福祉費	17.4%	民生費	46.1%	教育費	11.8%	総務費	10.3%	土木費	14.9%	衛生費	8.3%	一般会計	126,173,207 (千円)	消防費	4.3%	公債費	3.0%	その他	1.3%
Category	Percentage																							
児童福祉費	17.4%																							
民生費	46.1%																							
教育費	11.8%																							
総務費	10.3%																							
土木費	14.9%																							
衛生費	8.3%																							
一般会計	126,173,207 (千円)																							
消防費	4.3%																							
公債費	3.0%																							
その他	1.3%																							
6	公立保育所を「私立」にするのは、公的責任の放棄ではないですか。	<p>市には、保育を必要とする児童へ保育を実施する責任があります。通園していた子どもたちについては、民営化後も引き続き、同じ場所で保育を受け続けられるよう対応します。</p> <p>なお、実施計画は、民営化による環境の変化等で子どもたちが感じる負担を可能な限り抑えることを一番の目標に策定しています。</p> <p>民営化の実施にあたりましては、「吹田市公立保育所民営化実施計画」(以下「実施計画」)に基づき、保護者の皆様の御意見を聴きながら進めています。</p> <p>さらに、民営化後につきましても、当該保育所での保育が市と民間事業者が締結した協定書に基づき適正に行われていることを確認していきます。</p>																						

No.	御 質 問	考 え 方 等								
7	民営化対象保育所と実施時期は、いつどこで決定したのですか。	<p>市では、公立保育所民営化に取組むにあたり、 ①民営化実施の基本的な考え方、 ②民営化する保育所選定の基本的な考え方 について、平成25年9月に「実施計画」を策定しました。 「実施計画」の策定にあたり、学識経験者等の委員で構成する「吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議」で出された意見を踏まえ、「吹田市公立保育所民営化庁内検討会議」等を開催し、慎重に検討を重ねました。 その結果、民営化保育所として、南保育園、吹田保育園、藤白台保育園、岸部保育園、西山田保育園の5園を選定し、平成28年度を初年度とする3年間で実施することとしました。 なお、民営化時期については、その後、2回先送りし、平成27年8月に、平成30年度を初年度とする3年間での実施とすることを決定しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">民営化時期</th><th style="text-align: center;">民営化保育所名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年4月1日</td><td style="text-align: center;">南保育園</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成31年4月1日</td><td style="text-align: center;">吹田保育園、藤白台保育園</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成32年4月1日</td><td style="text-align: center;">岸部保育園、西山田保育園</td></tr> </tbody> </table>	民営化時期	民営化保育所名	平成30年4月1日	南保育園	平成31年4月1日	吹田保育園、藤白台保育園	平成32年4月1日	岸部保育園、西山田保育園
民営化時期	民営化保育所名									
平成30年4月1日	南保育園									
平成31年4月1日	吹田保育園、藤白台保育園									
平成32年4月1日	岸部保育園、西山田保育園									
8	民営化対象保育所の選定基準を教えてください。	<p>民営化園の選定は、公立保育所が配慮や支援を必要とする子どもたちを多く受け入れているというセーフティネットとしての役割と、子育て支援の地域拠点としての機能等を考慮し、公立保育所が今後も市域に適正に配置されることを最も重視しました。</p> <p>(1)公立保育所が適正に配置されること 市域を6ブロックに分け、公立保育所ができる限り均等な箇所数になるよう配置します。</p> <p>(2)安定的・継続的な園運営が期待できること 民営化した場合、より安定的・継続的な園運営が期待できる①～⑥の条件について総合的に判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の人口が多い。 ②地域の就学前人口が多い。 ③地域の就学前人口の増加が大きい、または減少が少ない。 ④園の充足率が高い。 ⑤地域の今後の開発見込が高い。 ⑥保育所敷地面積が適正規模であること。 <p>なお、民営化を実施する順は、対象5園について、より安定的・継続的な園運営が期待できる順位付けを行い、順位の高い保育所から民営化することとしたものです。</p>								

No.	御 質 問	考 え 方 等
9	民営化時期が先送りされた経過を教えてください。	<p>(1)平成 25 年 9 月～平成 27 年 3 月</p> <p>平成 25 年 9 月に策定した「実施計画」では、5 園の民営化について平成 28 年度を初年度とする 3 年間で実施することとし、民営化園の保護者の方を対象とする説明会等を開催し、皆様に市の方針を御理解いただけるよう努めたところです。</p> <p>しかし、平成 25 年 12 月の市議会では、「実施計画」の慎重な検討を求める請願が採択されました。</p> <p>その後、市は、平成 26 年 3 月の市議会へ移管先選定委員会を設置するため、附属機関条例の一部改正と民営化関連予算を提案しましたが、最終的に「より慎重に進める必要がある」と判断し、条例改正案を一旦取下げました。</p> <p>その後、市は、民営化実施の初年度を平成 29 年度に変更し、平成 27 年 3 月の市議会へ移管先選定委員会を設置するための附属機関条例の一部改正と、民営化関連予算を提案し、承認されました。</p> <p>(2)平成 27 年 4 月～現在</p> <p>平成 27 年 8 月 6 日、市の政策を決める会議で、市長の施政方針に基づき、時間的余裕を持って事前の説明等を行うため、平成 27 年 3 月の市議会で説明した内容から 1 年度ずつ遅らせるなどを決定しました。</p>
10	民営化のメリット、デメリットを教えてください。	<p>(1)民営化のメリット</p> <p>① 民間事業者には、国・府からの補助金が見込めるため、民営化した保育所では、老朽化した施設の更新や大規模修繕が進めやすくなります。</p> <p>② 公立保育所は全園、同一の保育サービスを提供しますが、民営化した保育所では、事業者の判断で、当該保育所独自の保育サービスの提供が可能となります。他市では、民営化後、午後 9 時まで延長保育時間が拡充されたり、病後保育が実施されたりした例があります。</p> <p>(2)民営化のデメリット</p> <p>① 公立保育所、私立保育所どちらも、国の「保育所保育指針」に基づき保育を実施しているため、保育面のデメリットはありません。</p> <p>ただし、民営化により職員が入替わる際、子どもたちや保護者の皆様が不安や負担を感じないよう、市がしっかりサポートする必要があります。</p>

No.	御 質 問	考 え 方 等
11	民営化の進め方を教えてください。	<p>子どもたちや保護者の皆様の負担が最小限になるよう、民営化の実施は次のようなスケジュールで進めていきます。</p> <p>① 民営化実施の1年半前までに、移管先事業者を決定。 ② 当該園の保護者代表・事業者・市による三者懇談会設置。三者懇談会は民営化後5年間、必要に応じ開催。 ③ 民営化実施1年前から、合同保育開始。 ④ 民営化実施後1年間、引継ぎ保育実施。</p> <pre> graph TD A[1年半前までに 事業者選定後、 三者懇談会設置] --- B[民営化 1年前] B --- C[合同保育] C --- D[民営化] D --- E[民営化後 1年] E --- F[引継ぎ保育] F --- G[民営化後 5年間] G --- H[三者懇談会開催] style D fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px style H fill:#fff,stroke:#000,stroke-width:1px </pre>
12	5園の民営化後、さらに民営化する予定はありますか。	予定はありません。
13	民営化で、保育園の先生が一斉に入替わるのが心配です。	<p>民営化前には、移管先の事業者の職員と公立保育所の職員との合同保育を行う期間を1年間設ける予定です。</p> <p>合同保育の期間をしっかりとすることで、事業者の職員と、子ども達や保護者の皆様との間に信頼関係が築かれるとともに、子どもたちの状況等をしっかり引継ぐことができると言えています。</p> <p>さらに、民営化後1年間は、当該園に勤務していた園長等が保育内容等の引継ぎの確認等を行う引継ぎ保育を行います。</p> <p>なお、移管先の事業者に、当該園に勤務している市の臨時雇用員の継続雇用の検討を依頼します。</p>

No.	御 質 問	考 え 方 等
14	合同保育と引継ぎ保育は、どのようなものですか。	<p>(1) 合同保育</p> <p>ア 民営化の1年前から、移管先の園長予定者や保育士代表を派遣 イ 3か月前から各クラス担任を派遣 ウ 3か月前から看護師や調理員を派遣</p> <p>上記を移管先選定委員会への募集要領案として提示する予定しており、段階的に移管先の事業者の保育士等が当該園で保育等を行います。</p> <p>合同保育をしっかりと実施できるよう、合同期間中の事業者側に係る費用について、市は支援を検討します。</p> <p>(2) 引継ぎ保育</p> <p>ア 民営化後、当該園に勤務していた園長等は原則1年間 イ 乳児担当の保育士代表が4月から9月までの6か月間 ウ 幼児担当の保育士代表が4月から6月までの3か月間 エ 看護師、調理員が4月の1か月間</p> <p>上記のとおり定期的に当該園を訪問し、引継ぎのポイントとなる部分を移管先の事業者との相談等に応じ、引継ぎします。</p> <p>なお、合同保育・引継ぎ保育の具体的な内容は、移管先の事業者と協議し決めていきます。</p>
15	合同保育や引継ぎ保育の期間が各1年では短くないですか。	合同保育・引継ぎ保育の期間をそれぞれ1年ずつ確保することで、子どもたちに急激な変化なく、計画的で円滑な引継ぎができると考えています。
16	今の園での取組を事業者の募集要領に入れることはできますか。	保育所の運営に関して現行の年間行事を含めた保育内容を継続することを条件に盛込むことが可能です。 また、募集要領に載らなかった行事についても三者懇談会の場を活用し、移管先の事業者と年間行事を含めた取組について、今後の保育に採り入れられるよう話し合うことができます。
17	これまでどおり、卒園児も夏祭り等の行事に参加できますか。	保育所では、卒園後も子どもたちとつながりを持ち、成長の過程を見守ってきました。民営化後もこれまでの行事等の実施方法を移管先の事業者と協議し、実現していきたいと考えています。

No.	御 質 問	考 え 方 等
18	民営化後の事業主体は誰ですか。	民営化後の事業主体は、民間事業者です。 実施計画に基づき、保育所もしくは認定こども園または幼稚園の運営に実績があり、保育内容の継続・向上が期待でき、保育内容の安定性を確保できる民間事業者を選定します。
19	民営化後、今の園の職員はどうなりますか。	当該園の正職員は他の公立保育所に異動します。 臨時雇用員は契約期間が年度末に満了しますので、「民営化後も就労を希望する場合は引き続き雇用を検討すること」という条件を募集要領に盛込むことを考えています。
20	移管先の事業者の公募要領や、選定基準はいつ頃示され、移管する事業者はいつ決まりますか。	移管先の事業者の募集は、公募とし、企画提案型(プロポーザル)により選定します。 公募要領や選定基準は、保護者代表を含む選定委員会で決定します。その時期は、事業者公募の直前、つまり民営化実施の2年～2年半前になります。 また、選定委員会は、公募要領や選定基準の策定後、事業者選定の手続を進め、民営化実施の1年半前までに移管先の事業者を選定し、市が移管先を決定することとしています。 なお、保育に関しての具体的な取組みについて話し合う時間を十分確保するため、移管先の事業者は2年前を目途に決定するスケジュールを考えています。
21	応募事業者が現れなかつたらどうしますか。	市としてはそのような状況にならないように準備を進めていきますが、応募事業者がなかった場合を想定し、選定委員会であらかじめ募集期間の延長等について定めたいと考えています。 期間延長し再募集しても応募がなく、公募方法の見直しが必要になる場合は、再度選定委員会を開催し、対応策を検討します。
22	民営化前に事業者が約束したことが後に破られるようなことがあつたらどうするのですか。	保護者を含む皆さんの御協力をいただき、より保育内容の維持、向上を見込める事業者が選定されると考えていますが、移管先の事業者の履行状況については市が確認し、違反が改まらない場合は解除等の措置を講じます。
23	三者懇談会はどのようなものですか。設置期間や構成員についても教えてください。	原則、民営化の5年後まで、当該園の保護者代表・移管先となる事業者・市による三者懇談会を設置し、民営化に伴うさまざまな調整事項について合意形成を図ります。

No.	御 質 問	考 え 方 等
24	民営化後、保育方針や保育内容は、変わりますか。	<p>私立保育所、公立保育所どちらも、国の「保育所保育指針」に基づき保育を実施しています。</p> <p>また、私立も公立も同じ保育事業者として、子どもたちの最善の利益を考慮し、保育所の機能及び質の向上に努めていますので、保育方法(手段)が違っても、保育の質は変わらないと考えています。</p> <p>なお、民営化後の保育内容につきましては、移管先の事業者が、保護者の皆様の意見を踏まえながら、民間事業者の柔軟な発想と機動力によって、より向上が図られていくものと考えています。</p>
25	保育水準が下がらないか心配です。	<p>次の3点により、民営化後の保育水準は、民営化前と同等以上が担保されると考えています。</p> <p>①公立保育所、私立保育所ともに、同等の施設基準を遵守し、保育内容についても同様に「保育所保育指針」に基づいて保育を実施しています。</p> <p>②移管先の事業者の選定は、企画提案型(プロポーザル)を採用します。この方式では、応募者が提案する保育サービス等を審査し、事業者を選定するため、従来の保育内容を踏まえ、さらに保育内容の継続・向上が期待できる事業者を選定することができます。</p> <p>③市は、移管先の事業者に対し、民営化後1年以内に福祉サービス第三者評価事業の受審を義務付ける予定です。</p> <p>さらに他の私立保育所と同様、民営化後の園は、市の指導監査対象となります。</p>
26	民営化後、利用申込は直接園に行うのですか。	これまでと同様に利用申込は、市に行っていただきます。利用調整等は、市が行います。
27	定員が増やされて、詰め込み保育になるのではないですか。	<p>民営化前と同様、適切な定員を維持します。</p> <p>ただし、待機児童の解消等が必要な場合には、これまでと同様に、児童福祉施設の最低基準を満たしていることを条件に定員を超えて入所できるようにする、保育所定員の弾力的運用を行います。</p>
28	発達支援保育等の支援や、配慮をする子どもへの保育はどうなりますか。	<p>民営化後も、発達に特別な支援を要する子どもたちの保育は継続されるようにします。そのため、職員を加配するための費用への補助や、市職員が巡回しノウハウの継承を図る等を行い、市としても実施を支援します。</p> <p>さらに今後、民営化園だけでなく、他の私立保育所にもより多くの支援や配慮を要する子どもたちを受け入れていただけるよう、市としてサポート体制の強化を行っていきます。</p>

No.	御 質 問	考 え 方 等
29	職員配置はどう変わりますか。 *ベテラン保育士がいなくなるのではありませんか。	保育内容の継承には、職員の経験年数も重要な要素の一つと考えています。経験の浅い職員のみでもベテラン職員のみでもなく、それぞれの役割が発揮できるよう、バランスよく配置することが大切です。 移管先の事業者には、配置職員の経験年数に一定の条件を付すことを考えています。 民営化の前には職員配置について、市と移管先の事業者の間で協定を締結する予定です。 看護師は常勤で専任の配置を求めることがあります。 なお、このような職員配置を担保するために、市として支援等についても検討していきます。 また、人材育成の観点から、計画的な研修の実施を求めていきます。
30	給食やアレルギーへの対応はどうなりますか。	民営化後も、給食は現状通り自園調理方式とし、食物アレルギー等にも対応します。 自園調理やアレルギー対応等が可能な事業者を選定する他、食物アレルギー等のある子どもたちの給食提供体制を丁寧に引継ぎます。
31	民営化後の保育内容への不満は、どこに言つたらいいですか。 *事故の責任は市も負ってくれるのですか。	民営化後、事業主体は市から民間事業者へ移ります。 移管先の事業者において苦情解決の仕組みが整備されるることは当然ですが、市を含めた三者懇談会を民営化後も5年間継続し、保護者の方と事業者の間で問題が生じた事項について、話し合いによる解決を図ります。 また、市は私立保育所への指導監査を行っており、民営化した園にも同様に、市が指導監査を行います。 万が一事故が発生した場合、市は監督官庁として事故の状況を把握し、必要な指導等を行うことになります。
32	移管先の事業者が、突然、事業をやめるということはないですか。	移管先の事業者の選定は、学識経験者、当該園の保護者代表等で構成される選定委員会が行います。選定に際しては、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育内容を継続・向上できるかを審査するため事業の継続が見込めない事業者は選定されないと考えています。
33	保育料はどうなりますか。	民営化で、保育料が変わることはありません。 現在、認可保育所における保育料は、公立・私立とも市町村民税額の区分に基づき、市が保育料を決定し、市に納めていただいている。 なお、延長保育料についても、公立保育所と同内容での徴収を一定期間行うことを検討しています。

No.	御 質 問	考 え 方 等
34	諸経費はどうなりますか。	諸経費は、基本的には公立保育所と同様に徴収します。保護者の方の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合を除き、公立保育所で徴収している諸経費以外の負担を新たにお願いする場合は、三者懇談会において協議をします。
35	民営化前にはどの程度の園の修繕が行われますか。	平成27年度は1園目の民営化園で、園庭の遊具の塗装やトイレの改修を行いました。 保育環境の充実や安全性を考慮して、各園とも、民間事業者に建物等の引渡し前に、対象各園での現状に応じ、必要な部分の修繕を行っていきます。
36	民営化は1園目を実施後、検証してから次の計画を進めるべきだと考えます。	民営化は毎年実施しますが、対象園ごとに保護者代表、移管先となる事業者、市による三者懇談会を設置し、合同保育期間などに生じた課題等はその都度解決をしながら民営化を進めていますので検証した内容は反映できると考えます。 また、民営化後1年以内に福祉サービス第三者評価事業の受審を義務付ける予定で、評価内容は利用者に公表を行っていきます。
37	民営化を理由とする転園は受付けてもらいますか。	民営化を理由とする転園希望も通常の転園希望と同様に受付ける予定です。ただし、他の入園、転園希望に優先した取扱いをする予定はありません。
38	保護者の声をどのように反映してくれますか。	平成26年1月に、保育所民営化に関する保護者アンケートを民営化園5園全てで実施しました。 今後、移管先の事業者の公募要領や選定基準を定める際、このアンケート結果等を踏まえます。 また、引き続き、保護者説明会を適宜開催し、御意見をいただきます。 さらに、移管先の事業者の選定委員会や三者懇談会に保護者代表に参画いただき、選定や、民営化後の保育内容等について御意見をいただきます。 民営化後も、他の公立保育所、私立保育所同様に保護者の方に対する支援に積極的に取組んでいただきます。
39	民営化後、保育所が認定こども園になることはありますか。	民営化時は、保育所として移管しますが、移管先の事業者がその後、認定こども園として運営をしようとする場合は、保護者の方の御理解を得て進めることになります。